

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日開議時刻までに議長に届出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、鯖江・丹生消防組合規約(昭和44年福井県指令地第1470号)第6条の規定により選出された後、最初の会議において議長が定める。

2 議席には、番号および氏名標を付ける。

(平25議会規則1・一部改正)

(会期)

第4条 会期、毎会期の初めに議会の議決で定める。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は号鈴で報ずる。

(平25議会規則1・一部改正)

(休会)

第9条 議事の都合その他必要があるときは、議会の議決で休会することができる。

2 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前または散会、延会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(平25議会規則1・一部改正)

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中、定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は休憩または延会を宣告する。

(平25議会規則1・一部改正)

(出席催告)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現存する議員または議員の住所に、文書または口頭をもつて行う。

第2章 議案および動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者をもとに連署し、その他のものについては、3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(平25議会規則1・一部改正)

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法またはこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(平25議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決の順序)

第15条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(平25議会規則1・一部改正)

(事件の撤回または訂正および動議の撤回)

第16条 会議の議題となつた事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員の提出した事件および動議につき、[前項](#)の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成および配布)

第17条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(平25議会規則1・一部改正)

(日程の順序の変更および追加)

第18条 議長が必要であると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。

(平25議会規則1・一部改正)

(延会の場合の議事日程)

第19条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたときまたはその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(平25議会規則1・一部改正)

(日程の終了および延会)

第20条 議事日程に記載した事件の議事が終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(平25議会規則1・一部改正)

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第21条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(平25議会規則1・一部改正)

(不在議員)

第22条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口の閉鎖)

第23条 投票による選挙を行うときは、議長は、[第21条](#)の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員に報告する。

(平25議会規則1・一部改正)

(投票用紙の配布および投票箱の点検)

第24条 投票を行う時は、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第25条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備えつけの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第26条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(平25議会規則1・一部改正)

(開票および投票の効力)

第27条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 [前項](#)の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(平25議会規則1・一部改正)

(選挙結果の報告)

第28条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第29条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第30条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(一括議題)

第31条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(平25議会規則1・一部改正)

(議案等の朗読)

第32条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案の説明および質疑)

第33条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員は質疑をすることができる。

(平25議会規則1・一部改正)

(討論および表決)

第34条 議長は、[前条](#)の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(平25議会規則1・一部改正)

(議決事件の字句および数字等の整理)

第35条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第36条 延会、中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可)

第37条 発言は、すべて議長の許可を得てしなければならない。

(発言の方法)

第38条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ議長の許可を求めなければならない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立に代えて、議長が指定する方法により発言を求めることを許可することができる。

3 2人以上が発言を求めたときは、議長は、先に発言を求めたと認める者から指名する。

(平25議会規則1・令4議会規則1・一部改正)

(討論の方法)

第39条 討論については、議長は、最初に反対者に発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第40条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

(平25議会規則1・一部改正)

(発言内容の制限)

第41条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が[前項](#)の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。

(平25議会規則1・一部改正)

(質疑の回数)

第42条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(平25議会規則1・一部改正)

(発言の継続)

第43条 延会、中止または休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(平25議会規則1・一部改正)

(質疑または討論の終結)

第44条 質疑または討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

(平25議会規則1・一部改正)

(選挙および表決時の発言宣言)

第45条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることはできない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第46条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第47条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、[前条](#)の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 [前項](#)の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 [第1項](#)の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(平25議会規則1・一部改正)

(準用規定)

第48条 [前2条](#)の質問については、[第42条](#)および[第44条](#)の規定を準用する。

(平25議会規則1・一部改正)

(発言の取消しまたは訂正)

第49条 議員は、その会議中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(平25議会規則1・一部改正)

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第50条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(平25議会規則1・一部改正)

(不在議員)

第51条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(平25議会規則1・一部改正)

(条件の禁止)

第52条 表決には、条件を付けることができない。

(平25議会規則1・一部改正)

(表決)

第53条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立に代えて、議長が指定する方法により表決を採ることができる。

3 [前2項](#)に規定する方法による表決において多少を認定し難いとき、または議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決を採らなければならない。

(平25議会規則1・令4議会規則1・一部改正)

(投票による表決)

第54条 議長が必要であると認めるときまたは出席議員3人以上から要求があるときは、議長は無記名投票で表決を採る。

(平25議会規則1・令4議会規則1・一部改正)

(無記名投票)

第55条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(平25議会規則1・一部改正)

(選挙規定の準用)

第56条 投票を行う場合には、[第23条](#)、[第24条](#)、[第25条](#)、[第26条](#)、[第27条](#)、[第28条第1項](#)、[第29条](#)の規定を準用する。

(平25議会規則1・一部改正)

(表決の訂正)

第57条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第58条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、[第53条](#)に規定する方法で表決を採らなければならない。

(平25議会規則1・令4議会規則1・一部改正)

(表決の順序)

第59条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(平25議会規則1・一部改正)

第7章の2 公聴会および参考人

(平25議会規則1・追加)

(公聴会開催の手續)

第59条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平25議会規則1・追加)

(意見を述べようとする者の申出)

第59条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(平25議会規則1・追加)

(公述人の決定)

第59条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者および反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選らばなければならない。

(平25議会規則1・追加)

(公述人の発言)

第59条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(平25議会規則1・追加)

(議員と公述人の質疑)

第59条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(平25議会規則1・追加)

(代理人または文書による意見の陳述)

第59条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平25議会規則1・追加)

(参考人)

第59条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、[第59条の5](#)、[第59条の6](#)および[前条](#)の規定を準用する。

(平25議会規則1・追加)

第8章 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第60条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人および議長が指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(平25議会規則1・一部改正)

(秘密の保持)

第61条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(平25議会規則1・一部改正)

第9章 辞職

(議長および副議長の辞職)

第62条 議長が辞職しようとするときは副議長に副議長が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 [前項](#)の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮つてその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(平25議会規則1・一部改正)

(議員の辞職)

第63条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 [前条第2項](#)および[第3項](#)の規定は、議員の辞職について、準用する。

(平25議会規則1・一部改正)

第10章 規律

(品位の尊重)

第64条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第65条 議場に入るものは、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(平25議会規則1・一部改正)

(議事妨害の禁止)

第66条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(平25議会規則1・一部改正)

(離席)

第67条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(平25議会規則1・一部改正)

第11章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第68条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の動議は、懲罰事犯があつた翌日までに提出しなければならない。ただし、[第61条第2項](#)の違反に係るものは、この限りでない。

(平25議会規則1・一部改正)

(代理弁明)

第69条 議員は、自己に関する懲罰動議、および懲罰事判の会議で一身上の弁明をする場合において議会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(平25議会規則1・一部改正)

(出席停止の期間)

第70条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合または既に出席を停止させた者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(平25議会規則1・一部改正)

(戒告または陳謝の方法)

第71条 戒告または陳謝は、議会の定める案文によつて行うものとする。

(平25議会規則1・一部改正)

(懲罰の宣告)

第72条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

(平25議会規則1・一部改正)

第12章 会議録

(会議録の記載事項)

第73条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会および閉会に関する事項ならびにその年月日時場所
 - (2) 開議、散会、延会、中止、および休憩の日時
 - (3) 出席および欠席議員の議番号ならびに氏名
 - (4) 職務のため議場に出席した職員の職氏名
 - (5) 説明のため議場に出席した者の職氏名
 - (6) 議事日程
 - (7) 議長の諸報告
 - (8) 議員の異動ならびに議席の指定および変更
 - (9) 会議に付した事件
 - (10) 議案の提出、撤回および訂正に関する事項
 - (11) 選挙の経過
 - (12) 議事の経過
 - (13) [前各号](#)に掲げるもののほか、議長または議会において必要と認めた事項
- (平25議会規則1・一部改正)

(会議録署名議員)

第74条 会議録に署名する議員は2人以上とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存)

第75条 会議録は、永年保存とする。

第13章 議員の派遣

(平14議会規則1・追加)

(議員の派遣)

- 第76条 [法第100条第13項](#)の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。
- 2 [前項](#)の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平14議会規則1・追加、平21議会規則1・一部改正)

第14章 補則

(平14議会規則1・旧第13章繰下)

(会議規則の疑義に対する措置)

- 第77条 この規則の疑義は、議長が定める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決定する。

(平14議会規則1・旧第76条繰下、平25議会規則1・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。